

平成28年度版

都内社会福祉協議会等にご登録
の社会貢献型後見人の皆様へ

社会貢献型後見人に関する損害保険のご案内

「社会貢献型後見人保険」は、基本補償として「賠償責任保険」を、オプションとして「傷害保険」「受託者賠償責任保険」をセットにした保険です。都内社会福祉協議会等に登録され、社会貢献型後見人として活動している方が加入できます。

*社会貢献型後見人としての活動による事故が対象となります。

基本補償の対人・対物事故の補償範囲について一部見直しを行いましたので詳細につきましては、P2の基本補償(1)〈保険金をお支払いする場合〉をご確認ください。



ご加入内容をご確認ください。

本保険商品は、就業中のケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。）。

お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレット・加入依頼書等の内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品をご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、オプション補償の傷害保険にご加入の際は必ず「意向チェックシート」にそってご確認・ご記入いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、代理店 東京福祉企画までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

保険期間：平成28年8月1日(午後4時)～平成29年8月1日(午後4時)

申込締切日：平成28年7月19日(火) 必着

*中途加入も随時受け付けております。

(なお、中途加入の場合、毎月20日までにお申込みいただいた方は、翌月の1日(午前0時)から補償開始となります。ご加入をお急ぎの方は、取扱代理店までご連絡ください。)

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

基本補償

(1) 社会貢献型後見人のための賠償責任保険(成年後見業務特約、人格権侵害担保特約付帯専門的業務賠償責任保険)

<被保険者（補償を受けることができる方）>

都内社会福祉協議会等にご登録の社会貢献型後見人のみ

※法定後見全ての類型（後見、保佐、補助）が対象となります。任意後見は対象外です。

<保険金をお支払いする場合>

被保険者または業務補助者が遂行した「成年後見業務」に起因し発生した不測の事故について、被保険者に対し保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いいたします。（業務の遂行・事故の発生・損害賠償請求がなされた地がいずれも日本国内である場合に限りです。）

また、被保険者または業務補助者が「成年後見業務」の遂行に伴って行った不当行為に起因する人格権侵害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。人格権侵害に起因する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に保険金をお支払いします。

なお、平成28年最高裁判決（平成26年（受）第1434号、第1435号損害賠償請求事件平成28年3月1日第三小法廷判決）を受けて、下記のとおり整理いたしました。

被後見人による第三者への身体の障害や財物の損壊について、法定の監督義務者（あるいは準すべきもの）に該当し、法律上の損害賠償責任を負った場合であれば、基本補償の対人・対物賠償で補償対象となります。

<支払限度額>

保険内容	支払限度額・免責金額	補償内容 (成年後見業務遂行により 生じた下記の事故)	事故例
対人・対物賠償	対人：1名 / 1億円 1請求 / 2億円 対物：1請求 / 1億円 (免責金額：対人・対物とも 1請求 / 1千円)	被後見人や第三者の身体や財物に損害を与え、損害賠償請求を受けた場合。	社会貢献型後見人が誤って被後見人宅の家財を壊してしまった。
純粋経済損害*	1請求：200万円 保険期間中：1,000万円 (免責金額：1請求 / 1万円)	被後見人や第三者に対して与えた経済損害により、損害賠償請求を受けた場合。	不適切な福祉サービス業者を選定したため被後見人の財産が不必要に減少した。
名誉毀損等の 人格権侵害	1名：100万円 1請求・保険期間中： 1,000万円 (免責金額：1請求 / 1万円)	「不当な身体の拘束」または「口頭・文書・図画等による表示」に起因し、被後見人や第三者の自由・名誉・プライバシーを侵害したことにつき法律上の賠償責任を負担した場合。	社会貢献型後見人が被後見人の個人情報等を不当に漏らしたことによって被後見人の名誉を毀損した。

*対人・対物賠償事故を伴わない経済損失が対象です。

<一時払保険料>

ご加入の年月により以下の保険料となります。

平成28年8月	平成28年9月	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月
5,300円	4,860円	4,420円	3,980円	3,530円	3,090円
平成29年2月	平成29年3月	平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月	平成29年7月
2,650円	2,210円	1,770円	1,330円	880円	440円

<お支払いする保険金の種類>

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

<保険金のお支払方法>

上記①の損害賠償金と②の争訟費用については、その合計額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記③の費用については、その全額が保険金のお支払対象となります。

<保険金をお支払いできない主な場合>

（対人・対物賠償、純粋経済損害、人格権侵害共通）

①保険契約者・被保険者の故意

②被保険者や業務の補助者の犯罪行為（過失犯を除きます）またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為（不作為を含みます。）に起因する賠償責任

③地震・噴火・津波・洪水・高潮により生じた損害

④業務の結果を保証することにより加重された賠償責任

⑤他人の財物の紛失、盗取または詐取に起因する賠償責任（*）

⑥初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為
（人格権侵害の場合）

⑦最初の行為が初年度契約の保険期間の初日より前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為

⑧事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為

⑨被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます）

⑩広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

（*）オプション（受託者賠償責任保険）をセットすることにより、被保険者が受託物の損壊・紛失または盗取・詐取について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する補償にご加入いただくことができます。P. 5以下をご参照ください。

オプション補償

→任意にご加入いただく保険です。

(2) 傷害保険 (就業中のみの危険担保特約付帯普通傷害保険)

<被保険者(保険の対象となる方)>
ご加入の社会貢献型後見人ご本人のみ

<保険金額・保険金をお支払いする場合>

補償項目	保険金額	補償内容	事故例
死亡・後遺障害	600万円	<p><死亡保険金> 業務中(通勤途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日から180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額を支払います。既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。</p> <p><後遺障害保険金> 業務中(通勤途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日から180日以内にそのケガが原因で後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4~100%を支払います。保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	①被後見人宅に向かう途中、交通事故に遭いケガをして入院した。
入院保険金	日額 4,000円	業務中(通勤途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、入院した場合に支払います。 ※事故の日から180日以内、1事故180日限度	②被後見人宅の階段から滑ってケガをし、治療のため通院した。
通院保険金	日額 2,500円	業務中(通勤途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、通院した場合に支払います。 ※事故の日から180日以内、1事故90日限度	
手術保険金		業務中(通勤途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、手術をした場合に入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。	

※本傷害保険は、労災保険・健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等とは関係なく支払われます。

<一時払保険料>

ご加入年月により以下の保険料となります。

補償期間は、手続き完了日の翌日午前0時~平成29年8月1日午後4時までとなります。

平成28年8月	平成28年9月	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月
6,970円	6,390円	5,810円	5,230円	4,650円	4,070円
平成29年2月	平成29年3月	平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月	平成29年7月
3,490円	2,910円	2,320円	1,750円	1,160円	590円

※職種級別Aの場合(その以外の職種の方は、代理店にお問い合わせください。)

上記のタイプがご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、本パンフレット記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

<保険金をお支払いしない主な場合>

- ①保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ②戦争・暴動・変乱・労働争議・騒じょうによるケガ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ④業務以外で発生した事故によるケガ ⑤被保険者の自殺行為・犯罪行為による事故によるケガ
- ⑥被保険者の無免許運転・酒気帯び運転による事故によるケガ⑦被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ
- ⑧むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの⑨急激・偶然・外来性のないケガ など

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」をご確認ください。

(3) 受託者賠償責任保険

＜被保険者（補償を受けることができる方）＞
ご加入の社会貢献型後見人ご本人のみ

＜保険金をお支払いする場合＞

被保険者が受託物（成年後見業務遂行のために管理する運転免許証（※1）、実印、銀行印 等（※2））を保管施設において管理中に、または、その目的に従い保管施設外で管理中に、損壊・紛失し、または盗取・詐取される事故が保険期間中に日本国内で発生した場合に、被保険者がその受託物の正当な権利者（所有者等）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

※1：再作成費用をベースに保険金を算出します。

※2：実印、銀行印等の受託物の盗難後の不正利用による損害等は補償の対象とはなりません。

＜支払限度額＞

支払限度額は実態（受託物の時価）に応じてご選択をいただきます。

プラン	J1	J2	J3
支払限度額 (1事故・保険期間中)	10万円	50万円	100万円

＜一時払保険料＞

ご加入の年月により以下の保険料となります。

プラン	平成 28年 8月	平成 28年 9月	平成 28年 10月	平成28年 11月	平成 28年 12月	平成 29年 1月
J1	570円	520円	480円	430円	380円	330円
J2	2,820円	2,590円	2,350円	2,120円	1,880円	1,650円
J3	5,650円	5,180円	4,710円	4,240円	3,770円	3,300円
プラン	平成 29年 2月	平成 29年 3月	平成 29年 4月	平成 29年 5月	平成 29年 6月	平成 29年 7月
J1	290円	240円	190円	140円	100円	50円
J2	1,410円	1,180円	940円	710円	470円	240円
J3	2,820円	2,350円	1,880円	1,410円	940円	470円

＜お支払いする保険金の種類＞

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって、損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

<保険金のお支払方法>

前頁①の損害賠償金については支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

※支払限度額の範囲内であっても、その受託物自体の時価額が限度となりますので、ご注意ください。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

<保険金をお支払いできない主な場合>

- ① 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する物は受託物とみなされず補償されません。
- ② 保険契約者・被保険者の故意
- ③ 戦争・暴動・変乱・労働争議・騒じょう
- ④ 地震・噴火・津波・洪水または高潮
- ⑤ 被保険者、その法定代理人または使用人等が行い、または加担した盗取・詐取
- ⑥ 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれまたはねずみ食いもしくは虫食いその他これらに類似の現象
- ⑦ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水やスプリンクラーからの内容物の漏出もしくははいつ出
- ⑧ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑨ 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故 など

(4) 受託者賠償責任保険（現金）

<被保険者（補償を受けられることができる方）>

ご加入の社会貢献型後見人ご本人のみ

<保険金をお支払いする場合>

被保険者が受託物（成年後見業務遂行のために管理する貨紙幣類）を保管施設において管理中に、または、その目的に従い保管施設外で管理中に、損壊・紛失し、または盗取・詐取される事故が保険期間中に日本国内で発生した場合に、被保険者がその受託物の正当な権利者（所有者等）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

<支払限度額>

支払限度額は実態に応じてご選択をいただきます。

プラン	D1	D2	D3
支払限度額 (1事故・保険期間中)	50万円	100万円	300万円

<一時払保険料>

ご加入の年月により以下の保険料となります。

プラン	平成 28年 8月	平成 28年 9月	平成 28年 10月	平成 28年 11月	平成 28年 12月	平成 29年 1月
D1	4,950円	4,540円	4,130円	3,710円	3,300円	2,890円
D2	9,900円	9,080円	8,250円	7,430円	6,600円	5,780円
D3	29,700円	27,230円	24,750円	22,280円	19,800円	17,330円
プラン	平成 29年 2月	平成 29年 3月	平成 29年 4月	平成 29年 5月	平成 29年 6月	平成 29年 7月
D1	2,480円	2,060円	1,650円	1,240円	830円	410円
D2	4,950円	4,130円	3,300円	2,480円	1,650円	830円
D3	14,850円	12,380円	9,900円	7,430円	4,950円	2,480円

<お支払いする保険金の種類>

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって、損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

<保険金のお支払方法>

①の損害賠償金については支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

※支払限度額の範囲内であっても、その受託物自体の時価額が限度となりますので、ご注意ください。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

<保険金をお支払いできない主な場合>

- ①有価証券、印紙、切手、証書（権利証 等）、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する物は受託物とみなされず補償されません。
- ②保険契約者・被保険者の故意
- ③戦争・暴動・変乱・労働争議・騒じょう
- ④地震・噴火・津波・洪水または高潮
- ⑤被保険者、その法定代理人または使用人等が行い、または加担した盗取・詐取
- ⑥自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれまたはねずみ食いもしくは虫食いその他これらに類似の現象
- ⑦給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水やスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出
- ⑧建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑨受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故 など

加入手続きについて

(1) 保険料の振込について

保険料は下記口座にお振込み下さい。同封の振込用紙、金融機関備え付けの振込用紙、または各金融機関のPCサービスをご利用頂いても結構です。

【銀行】 みずほ銀行 飯田橋支店（普）1454127

福）東京都社会福祉協議会 在宅福祉サービス総合保険行政口

【郵便局】 口座番号 00100-4-661713

福）東京都社会福祉協議会 在宅福祉サービス総合保険係

(2) 申込について

「加入依頼書」に「払込受付証明書」を添付して、返信用封筒にて(有)東京福祉企画宛に送付して下さい。

(3) 申込締切日

平成28年7月19日（火）必着 ***中途加入も随時、受け付けておりますので、お問い合わせください。**

（なお、中途加入の場合、毎月20日までにお申込みいただいた方は、翌月の1日（午前0時）から補償開始となります。ご加入をお急ぎの方は、取扱代理店までご連絡ください。）

補償のあらまし ■就業中のみの危険担保特約付帯普通傷害保険

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害	死亡 保険金	業務中（通勤途上を含みます。）に死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ
	後遺障害 保険金	業務中（通勤途上を含みます。）に後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産によるケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
	入院 保険金	業務中（通勤途上を含みます。）に入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	●戦争、内乱、暴動等によるケガ*1 ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ 等
	手術 保険金	業務中（通勤途上を含みます。）に入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限り、また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限り*4。	
	通院 保険金	就業中（通勤途上を含みます。）に通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。	

※傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。

*4 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

ご加入の際のご注意

- 告知義務（ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）等
 - 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（引受保険会社の代理店には告知受領権があります。）
- 傷害保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください。）。
 - 被保険者（保険の対象となる方）ご本人の職業・職務
 - 他の保険契約等*1を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）
 - *1「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 加入される方（団体の構成員）の氏名についても併せてご確認ください。
- ②死亡保険金受取人の指定：死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。
- ③更新してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成28年8月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。
- ④ご契約内容および事故報告内容の確認について：損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いられません。ご不明の点は、弊社にお問い合わせください。

＜（基本補償の賠償責任保険・オプション受託者賠償責任保険）他の保険契約等がある場合＞

- この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

＜共同保険について＞

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）76%
三井住友海上火災保険株式会社 18% 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 6%

＜（基本補償の賠償責任保険・オプション受託者賠償責任保険）保険会社破綻時の取扱い＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本人、外国法人（*））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りです。

ご加入後のご注意

- ご加入内容の確認・保管：加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または引受保険会社に連絡していただく義務）
 - （基本補償の賠償責任保険の場合）
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。
 - （受託者賠償責任保険の場合）
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。（傷害保険の場合）
- 加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の普通保険約款では、通知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください。）。
 - 被保険者（保険の対象となる方）ご本人の職業・職務*2
 - *2 下記の職業・職務に変更となる場合には、引受保険会社からご案内するご加入内容に変更いただいたり、ご加入を解除させていただきます。詳細は、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手（水上オートバイを含む）、自転車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（フリーを含む）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職業・職務
- ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入

対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

もし事故が起きたときは

＜基本補償の賠償責任保険の場合＞

損害賠償請求を受けた場合または請求がなされるおそれのある原因・事由の発生を知った場合には、遅滞なく、請求者の住所・氏名や受けた請求の内容または請求のおそれのある原因・事由の具体的状況、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますので、ご注意ください。また、通知のあった「請求のおそれのある原因・事由」に起因して保険期間終了後5年以内に請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間の末日をもって請求がなされたものとみなします。（末日まで保険が有効であった場合において、この保険契約での補償対象となります。）。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

＜オプション・受託者賠償責任保険の場合＞

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所・被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容やその他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

＜普通傷害保険＞

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

＜示談交渉サービスは行いません＞

基本補償の賠償責任保険・オプション受託者賠償責任保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。従いまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

＜保険金請求の際のご注意＞

基本補償の賠償責任保険・オプション受託者賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して、保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。
このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。
①被保険者が被害者に対して、既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

＜重大事由による解除について＞

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者または保険金受取人が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

この保険は、(福)東京都社会福祉協議会を契約者とし、都内社会福祉協議会等に登録している社会貢献型後見人を被保険者とする社会貢献型後見人のための賠償責任保険（成年後見業務特約・人格権侵害担保特約付帯専門的業務賠償責任保険）、就業中のみの危険担保特約付帯普通傷害保険、受託者賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、原則として、(福)東京都社会福祉協議会が有します。

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは賠償責任保険（成年後見業務特約・人格権侵害担保特約付帯専門的業務賠償責任保険）、就業中のみの危険担保特約付帯普通傷害保険、受託者賠償責任保険の概要をご紹介します。オプションである傷害保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款によります。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。保険の詳細は保険約款によりますので、ご不明な点等がある場合には、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

＜重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)＞

団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願い申し上げます。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保証の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額*1等)


この保険での引受条件(保険金額*1等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

*1 団体長期障害所得補償保険の場合は支払基礎所得額×約定給付率をいいます。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は:本説明書もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談は :東京海上日動安心110番(事故受付センター)
(受付時間:365日 24時間)

 0120-119-110

“事故は119番-110番”

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

- 賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項)

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出てください)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実ありのままに正確にご回答ください。

- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます。)は、以下の取扱いとなります。

・保険期間が1年以内のご契約の場合:支払責任の開始日*2から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

・保険期間が1年を超えるご契約の場合:支払責任の開始日*2から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

*2 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

- なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

- 加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に通知していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

- ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引

受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。

ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります)

ご加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といえます。)

ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年*3を経過した後を開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

*3 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

(2) その他

パンフレット等をご確認ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は後記<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>等をご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

後記<個人情報の取扱いに関するご案内>もしくは加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

① 現在のご加入を解約、減額等される場合の不利事項

○多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短時間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

② 新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

○新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。

現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なる場合があります。

(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん保険(1年契約用)」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・弊社の定める傷害もしくはは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

※携行品一式特約付帯動産総合保険、またはヨット・モーターボート総合保険の場合は、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

<携行品一式特約付帯動産総合保険の場合>

- ・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
- ・所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
- ・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
- ・事故の発生した敷地内の見取図
- ・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

<ヨット・モーターボート総合保険の場合>

- ・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
- ・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
- ・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ・保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
- ・事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真、図面、被害物の写真、価額を確認できる書類、修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
- ・被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ・争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
- ・被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受

保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご確認ください。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社にご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
 - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社にご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。
 「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
保険期間1年以内の傷害保険 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、フルガード保険特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、こども総合保険、自転車総合保険、医療保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、がん保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険 等	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は80%	80%
個人賠償責任保険、ゴルファー保険、ハンター保険、携行品一式特約付帯動産総合保険、ヨット・モーターボート総合保険 等	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は80% *4	80% *4
所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)、医療費用保険 等	90%	90%
保険期間1年超の傷害保険 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、こども総合保険、自転車総合保険 等	*5	*5

- *4 ご契約者が個人・小規模法人*6・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- *5 引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。
- *6 「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人および外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限りません。)をいいます。

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	76%
三井住友海上火災保険株式会社	18%
損保保険ジャパン日本興亜株式会社	6%

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

<保険に関するご意見・ご相談先>

東京海上日動火災保険株式会社
 公務第一部東京公務課
 住所：東京都千代田区三番町 6-4
 TEL：03-3515-4126

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-08022-201411

<2014年7月1日以降始期契約用>

住所・連絡先の変更、および解約については、本変更依頼書でご連絡をお願い致します。

東京都社会福祉協議会 団体保険制度 契約内容変更依頼書

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 御中

1. 変更の対象となる制度

社会後見人型後見人に関わる損害保険

住所	(〒 -)		
氏名	(フリガナ)	連絡先	TEL: - - FAX: - -
	(印)		

2. 下記の通り、契約内容の変更を通知します。

変更事項	変更内容	
<input type="checkbox"/> 住所・連絡先変更 <input type="checkbox"/> 解約 <input type="checkbox"/> その他の変更	変更依頼日	平成 年 月 日
	変更内容を具体的に記載してください。	

3. 解約等により保険料が返還となる場合は、以下口座記入欄に振込先口座をご記入ください。

金融機関	フリガナ	銀行 信金 農協 信託 信組 労金	フリガナ	本店 支店
口座種類	普通 当座	口座番号		
口座名義	フリガナ			

上記変更内容について承認します。

使代 用理 欄店	変更受付日	平成 年 月 日	部店・担当店	公務1・東京公務課(1333)	受付印
			取扱代理店	東京福祉企画(0529)	

東京都社会
福祉協議会

(印)
認印なき
もの無効

*本紙は加入依頼書とともに
保管ください。

東京都社会福祉協議会がご提供する団体保険制度の一覧表

以下の一覧表は団体保険制度の概要を示したものとなります。制度の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

NO.	保 険 名	保険期間	募集時期	中途加入	保 険 概 要
1	ボランティア保険	毎年4月1日～ (1年間)	随時	随時	ボランティア活動中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
2	行 事 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	随時	随時	福祉活動やボランティア活動または、市民活動の一環として、非営利団体が主催する行事参加中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
3	個 人 情 報 漏 え い 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	個人情報が入り込んだ場合の賠償責任および各種負担する費用を補償する制度。
4	社 協 の 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	社協が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
5	在 宅 福 祉 サ ー ビ ス 総 合 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	在宅福祉サービスを提供する事業者が業務の遂行に起因して被った法律上の賠償責任を補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
6	労 災 上 乗 せ 保 険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	職員・従事者が業務上または、通勤途上の災害によって身体に障害を被った場合に、その職員・従事者本人やその家族が災害補償規定に基づき補償をする制度。
7	常勤役員・非常勤 役員災害補償保険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	常勤・非常勤役員が業務従事中・通勤途上などに偶然な事故でケガをした際の傷害リスクを補償する制度です。常勤役員は、業務従事中、従事外を問わず補償します。(24時間補償)
8	役員賠償責任保険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	役員の賠償リスクを補償する制度です。
9	社会貢献型後見人 に係る損害保険	毎年8月1日～ (1年間)	6月頃	○	社会貢献型後見人が社会貢献型後見人の業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
10	地 域 権 利 擁 護 事 業 保 険	毎年10月1日～ (1年間)	8月頃	○	地域権利擁護事業を行う生活支援員が被る賠償責任リスクを補償する制度です。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
11	介 護 事 業 者 総 合 保 険	毎年10月1日～ (1年間)	8月頃	○	介護事業者が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
12	社 会 福 祉 施 設 損 害 保 険	毎年10月1日～ (1年間)	8月頃	○	社会福祉施設が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。

【お問合せ先】 取扱代理店： **東京福祉企画** (東京都社会福祉協議会指定代理店)

TEL : 03-3268-0910

FAX : 03-3268-8832

HP : <http://www.tokyo-fk.com>

本保険に関するお問い合わせ先

● 団体契約者

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
(団体窓口) 福祉部 経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1
TEL 03(3268)7232 FAX 03(3268)2148

● 取扱代理店

東京都社会福祉協議会指定代理店 有限会社 東京福祉企画

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3階

TEL 03(3268)0910 FAX 03(3268)8832

ホームページアドレス <http://www.tokyo-fk.com>

● 引受保険会社(幹事)

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 公務第一部 東京公務課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 (ラ・メール三番町10F)

TEL 03(3515)4126 FAX 03(3515)4127

● 事故に関するお問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス部 企業・火災新種損害サービス第一課 損害保険事故担当

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 (ラ・メール三番町5F)

TEL 03(3515)1032 FAX 03(3515)7504

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

三井住友海上火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日午前 9 時 15 分～午後 5 時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)